

令和元年9月8日執行の岩手県議会議員選挙二戸選挙区における当選の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定した。

令和元年11月1日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸之

決 定 書

岩手県二戸市足沢字長畑22

異議申出人 長畑 吉男

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和元年9月10日付けで提起された令和元年9月8日執行の岩手県議会議員選挙二戸選挙区（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）について、岩手県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、以下のとおり決定する。

主 文

本件選挙における当選人松倉史朋の当選は、これを無効とする。

異議の申出の要旨

申出人の申出要旨は、本件選挙における当選人松倉史朋（以下「当選人」という。）の当選を無効とする旨の決定を求めるものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）では、被選挙人はその自治体に引き続き3か月以上住むことが必要とされているが、当選人が新聞社の令和元年7月17日の取材に対して、「現在は群馬県太田市の自動車製造工場で期間従業員として働いている。今月末には退職する予定」と話していることから、同年7月末日で退職した場合、同年8月1日から投票日まで1か月8日しかなく3か月以上の居住実態が無いので、法に違反していると思われる。

争 点

法第10条第1項第3号では、「都道府県の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が被選挙権を有すると規定され、当該選挙権について法第9条第2項では、「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する」、同条第3項では、「その属する市町村を包括する都道府県の区域内の一の市町村の区域内に引き続き3箇月以上住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有するものは、前項に規定する住所に関する要件にかかわらず、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する」と規定されている。

したがって、当選人が、本件選挙の被選挙権の要件である引き続き3か月以上、すなわち令和元年6月8日から同年9月8日までの間（以下「本件期間」という。）、岩手県内に住所を有する者であるか否かが争点である。

決定の理由

第1 当委員会における審理経過

1 当委員会は、本件異議の申出につきその要件を審査し、その結果、適法なものと認めたのでこれを受理し、当選人、後援会長及び当選人の父に対して証言を求めるとともに、当選人及び当選人が勤務した群馬県太田市の自動車製造工場から関係する証拠物件（文書）の提出を求め、慎重に審理を行った。

なお、申出人に対して口頭意見陳述の機会を与えたが、希望しない旨の回答があった。

2 住所については、民法（明治29年法律第89号）第22条で「各人の生活の本拠をその者の住所とする」と規定され、「選挙に関しては、住所は一人につき一箇所に限定されるものと解すべきである」（昭和23年12月18日最高裁判所判決）とされている。

また、県議会議員の被選挙権を有するためには、法第9条第2項及び同条第3項に規定する区域内に住所を有するものであ

ったことが必要であるところ、ここにいう住所とは、「各人の生活の本拠」、すなわち「その者の生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心」を指すものであり、一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解するのが相当である（昭和29年10月20日最高裁判所判決、昭和32年9月13日最高裁判所判決、昭和35年3月22日最高裁判所判決、平成9年8月25日最高裁判所判決）。

このような見解を採用し、当委員会が本件期間における当選人の住所について審理した結果は、次のとおりである。

3 前提となる事実

- (1) 本件選挙は、令和元年8月30日に告示され、当選人は、同日、本件選挙の立候補の届出を行った。
- (2) 本件選挙の選挙長は、届出書に記載された住所が岩手県二戸市福岡字大明神平13番地7であることを確認し、当該届出書を受理した。
- (3) 本件選挙は、令和元年9月8日に執行され、当選人は無投票で当選し、同月10日に当選人として告示された。

4 関係人のうち当選人の証言

関係人のうち当選人による証言の概要は次のとおりである。

(1) 二戸市への転入について

ア 当選人の住民票に記載されている住所は、岩手県二戸市福岡字大明神平13番地7（当選人の父の住所と同一、すなわち当選人の実家である。以下「二戸市の実家」という。）であり、その土地及び建物は、当選人の父の名義である。

イ 平成30年12月に航空自衛隊を退職し、同月26日に最後の勤務先がある埼玉県狭山市から二戸市の実家に住民票を異動した。

ウ その後、二戸市の実家では両親と暮らしていたが、当選人には扶養家族はおらず、この間の生計は世帯主である父が支えていた。また、家業を手伝うほか、仕事はしておらず、消防団に所属していた。

エ 本件選挙への立候補については、同年12月に田村隆博から打診され、その時点から立候補することが念頭にあったが、最終的に立候補を決断したのは令和元年6月であった。

(2) 群馬県太田市での勤務と生活状況について

ア 選挙費用を捻出するため、平成31年3月5日に雇用契約を結び、群馬県太田市の株式会社SUBARU（以下「SUBARU」という。）の自動車工場で働いた。

イ 雇用契約期間は同年3月19日から令和元年7月31日までであり、7月までの期間限定で勤務するつもりだった。

ウ 寝泊まりしていた場所は、SUBARUの東長岡寮（群馬県太田市東長岡町。以下「太田市の寮」という。）1号棟105号室である。

エ 働く期間が限定されており、その後、二戸市に戻ってくる予定だったため、住民票を異動しなかった。

オ SUBARUでの勤務時間は7時間45分の変形労働制で、週休2日が基本だった。給与月額は平均25万円ほどで、実家への仕送りはしていない。

カ 太田市の寮は個室で、家財道具は持ち込んでおらず、食事はSUBARUの食堂でとった。光熱水費を含め、寮費は徴収されていない。

(3) 二戸市での活動状況について

ア 令和元年5月中旬から、ほぼ毎週末二戸市に帰省し、田村隆博と選挙に向けた話し合いをしていた。

イ 田村隆博と協議した場所は、田村隆博の自宅又は二戸市の実家である。

ウ 二戸市に帰省した際は、二戸市の実家で食事をとり、寝泊まりした。

エ 同年6月25日に、自由民主党（以下「自民党」という。）の二戸選挙区の支部、浄法寺及び一戸の支部長に面会した。

オ 同月中、二戸市にいたのは8日間である。

カ 同月以降、上司の承認を得て、SUBARUでの勤務を欠勤した日もあった。

キ 同年7月初め頃、自民党に公認申請を行い、同月中旬に立候補を表明した。

ク 同月17日に行われた立候補届出説明会までの間、田村隆博との選挙に関する協議は行っていた。立候補及び選挙の準備

のため、関係者との面会も行っていたが、内容は記憶が曖昧である。

ケ 同月中旬以降、ポスターの作成や選挙事務所の用地の選定を行った。

コ 同年8月1日又は2日に、太田市の寮を引き払って二戸市の実家に戻った。

サ 買い物の支払いはクレジットカードを利用することが多いが、二戸市内では買い物をすることが少なく、現金払いが多かった。

シ 太田市と二戸市の間を往復する際の交通手段は、新幹線や夜行バスであった。新幹線の切符は、同年6月24日以降はカードで購入し、それ以前は現金で購入した。

ス 給与から太田市と二戸市の間を往復するための費用を支払っていたため、選挙費用は予想よりも貯まらなかった。

(4) 住所（生活の本拠）について

ア 被選挙権の要件として、住民票、住所がなければならないと認識していたが、何をもって居住とするのかということに思いを馳せたのは、異議の申出があつてからである。

イ 二戸市に住民票を残したまま出稼ぎしているものであり、被選挙権の住所要件を満たしていると考えている。群馬県内に泊まることもあつたが、「群馬県に住んでいた」とは受け取っていない。

5 その他の関係人の証言

その他の関係人による証言の概要は次のとおりである。

(1) 証人田村隆博（当選人の後援会長）

ア 当選人のことは小さいときも知っていたが、大学で国際政治を学んだと聞き、自衛隊在職時に議員選挙への立候補を打診した。

イ 当選人が太田市で勤務していたことは知っていた。できれば早く辞めて、こっちに専念してほしい意向があつたが、契約があり、辞められなかったとのことだった。

ウ 令和元年5月以降の週末は、当選人と何回か打合せを行った。場所は、私の自宅又は二戸市の実家であり、自民党の公認を得るための準備や指導を行った。

エ 当選人が立候補の意思を固めたのは同年6月頃と記憶しており、同月から具体的な選挙の準備を始めた。

オ 政治活動は自民党の公認を得た後に始め、商店街や会社にあいさつ回りをした。自民党系の二戸市議会議員が同行することもあつた。

(2) 証人松倉邦夫（当選人の父）

ア 自衛隊在職時、当選人から選挙に出たいという話を聞いていた。本件選挙への立候補の意思を聞いたのは自衛隊を退職してからである。

イ 当選人は、自衛隊を退職後、平成30年12月に二戸市に戻ってきて、二戸市の実家に住み始めた。

ウ その後、平成31年3月の暮れまで一緒に暮らした。その間、当選人は家業の手伝いをしていた。

エ SUBARUに勤務している期間は、令和元年5月の連休頃から二戸市に戻ってきていたほか、同年6月以降は、ほぼ毎週、土曜、日曜に戻ってきたと記憶している。その際は、ほとんど二戸市の実家に泊まり食事をとっていた。

オ 当選人は、同年5月末か6月頃からあいさつ回りを始めたことと記憶している。

カ 当選人と鈴木俊一衆議院議員が2人で写るポスターを、参議院議員選挙の公示日前に作成したと記憶している。

キ 同年8月に太田市の寮を引き払い、二戸市の実家に住み始めた。

6 当選人等から提出された物件（文書）に記載された事項

(1) 住民票

当選人は、平成30年12月26日に埼玉県狭山市から二戸市の実家に住民票を異動し、それ以降、住民票を異動していない。

(2) 生活状況等を示す物件（文書）

ア 当選人あての郵便物及び配達物の写しによれば、二戸市の実家宛てに送付された郵便物及び配達物は、平成31年4月に送付されたと推認されるものが1つ、令和元年7月24日以降に送付されたものが3つあつた。

イ 領収書及びレシートによれば、同年7月19日以降に二戸市内で商品等を購入しているが、同年6月8日から7月18日までの間は、二戸市内で商品等を購入したことを証するものはない。

ウ クレジットカードの請求明細書（楽天カード株式会社が作成。以下同じ。）の写しによれば、同年6月25日以降に二戸市内でクレジットカードを利用しているが、同年6月8日から24日までの間に二戸市内で利用したことを証するものはない。

エ SUBARUとの雇用契約期間の始期である平成31年3月19日から令和元年8月31日までの太田市内又は二戸市内におけるクレジットカードの利用履歴は、次のとおりである。

なお、通信費並びに通信販売及びJR東日本みどりの窓口の利用に係るもののほか、請求明細書に記載された利用店名から、太田市内又は二戸市内における利用が特定できないものを除いている。

利用年月日	利用金額	備考
平成31年 3月23日(土)	7,335円	太田市内小売店
4月15日(月)	3,450円	〃
令和元年 5月7日(火)	1,842円	〃
5月12日(日)	2,473円	〃
5月20日(月)	1,325円	〃
5月26日(日)	2,155円	〃
5月29日(水)	1,786円	〃
6月16日(日)	1,557円	〃
6月25日(火)	2,843円	二戸市内小売店
7月7日(日)	11,934円	二戸市内飲食店
7月9日(火)	2,203円	二戸市内小売店
〃	1,923円	太田市内小売店
7月19日(金)	9,085円	二戸市内小売店
7月23日(火)	1,458円	〃
8月16日(金)	8,461円	〃
8月28日(水)	2,575円	〃
〃	1,833円	〃
8月31日(土)	18,360円	二戸市内自動車賃貸店

オ 本件期間の始期である令和元年6月8日から8月31日までのJR東日本みどりの窓口におけるクレジットカードの利用履歴は、次のとおりである。

利用年月日	利用金額	備考
令和元年 6月24日(月)	14,120円	JR東日本大宮駅（以下「大宮駅」という。）・JR東日本二戸駅（以下「二戸駅」という。）間の新幹線はやぶさ片道代金（閑散期）から5%を割引いた金額に相当
6月25日(火)	14,870円	大宮駅・二戸駅間の新幹線はやぶさ片道代金（閑散期）に相当
6月30日(日)	14,870円	〃
7月2日(火)	15,070円	大宮駅・二戸駅間の新幹線はやぶさ片道代金（通常期）に相当
7月9日(火)	15,070円	〃

7月17日(水)	15,070円	〃
7月27日(土)	15,590円	大宮駅・二戸駅間の新幹線はやぶさ片道代金(繁忙期)15,270円に大宮駅・JR東日本久喜駅間の運賃320円を加えた代金に相当
7月28日(日)	14,190円	大宮駅・JR東日本盛岡駅(以下「盛岡駅」という。)間の新幹線はやぶさ片道代金(繁忙期)に相当
8月2日(金)	15,920円	JR東日本上野駅(以下「上野駅」という。)・二戸駅間の新幹線はやぶさ片道代金(繁忙期)に相当
8月10日(土)	5,240円	内容は不明

カ 東北新幹線のインターネット予約の写しによれば、同年6月24日20時40分に大宮駅を出発し、同日22時55分に二戸駅に到着する切符を購入している。

キ 金融機関の通帳の写しによれば、同年6月8日から7月17日までの間に、二戸市内で入金及び出金を行ったことを証するものはない。

(3) 太田市での勤務状況を示す物件(文書)

ア SUBARUが当選人と締結した期間社員労働契約書によれば、雇用期間は平成31年3月19日から令和元年7月31日まであり、日給は9,000円である。

また、労働時間は6時30分から15時15分まで、又は15時15分から24時までである。

イ SUBARUが作成の上、同社から提出された、平成31年3月から令和元年7月までの勤務実績管理によれば、当選人の勤務日数及び欠勤日数は次のとおりである。

雇用期間	勤務日数	欠勤日数	休日日数	休日又は欠勤の期日
平成31年 3月19日(火)から 3月31日(日)まで	9日	—	4日	(休日)23日、24日、30日、31日
4月1日(月)から 4月30日(火)まで	22日	—	8日	(休日)6日、7日、14日、21日、27～30日
令和元年 5月1日(水)から 5月31日(金)まで	21日	—	10日	(休日)1～6日、11日、12日、19日、26日
6月1日(土)から 6月30日(日)まで	21日	1日	8日	(休日)1日、2日、8日、9日、16日、22日、23日、30日 (欠勤)25日
7月1日(月)から 7月31日(水)まで	15日	10日	6日	(休日)6日、7日、14日、20日、21日、28日 (欠勤)1日、2日、8日、9日、17～19日、22～24日

(4) 二戸市での活動状況を示す物件(文書)

ア 平成30年度二戸市消防団第一分団第五部出動記録表によれば、平成31年1月3日(消防出初式)、同年3月3日(春季火防週間)、令和元年5月3日(消防演習)、同年6月2日(操法競技会)及び同月30日(支部大会本番)について、当選人の欄に○印が示されている。

イ 当選人が作成の上、提出した令和元年5月から令和元年8月にかけての二戸市での活動状況詳細によれば、二戸市等における政治活動として示されたものは次のとおりである。

年月日	活動内容	場所
令和元年 5月2日(木)	二戸市において、後援会長(田村隆博氏)と活動方針について協議を行う。	二戸市

5月12日(日)	〃	〃
5月19日(日)	〃	〃
6月1日(土)	〃	〃
6月9日(日)	二戸市において、家業手伝い(畜産業)及び後援会長(田村隆博氏)と活動方針について協議を行う。	〃
6月16日(日)	二戸市において、後援会長(田村隆博氏)と活動方針について協議を行う。	〃
6月22日(土)	〃	〃
6月23日(日)	〃	〃
6月25日(火)	公認申請の相談のため、午前中は岩手県議会会議室において、自民党関係者と面談。その後、一戸町及び浄法寺町の自民党支部長と面談。	盛岡市、一戸町及び二戸市
7月1日(月)	二戸市において、後援会長(田村隆博氏)と活動方針について協議を行う。	二戸市
7月2日(火)	〃	〃
7月6日(土)	〃	〃
7月7日(日)	〃	〃
7月8日(月)	一戸町において、午前中鈴木俊一大臣(当時)と会話をした後、街頭演説を見学。	一戸町及び二戸市
7月9日(火)	二戸市において、後援会長(田村隆博氏)と活動方針について協議を行う。	二戸市
7月14日(日)	〃	〃
7月17日(水)	二戸地区合同庁舎にて、午後1時からの説明会に出席。その後、新聞社からの取材を受ける。	〃
7月18日(木)	二戸市において、選挙用ポスターのデザイン相談や選挙用事務所の用地選定等の、立候補準備にかかる事項全般を行う。	〃
7月19日(金)	地元の市議会議員複数名と会食及び面談。	〃
7月20日(土)	二戸市において、家業手伝い(畜産業)及び後援会長(田村隆博氏)と活動方針について協議を行う。	〃
7月21日(日)	二戸市において、選挙用ポスターのデザイン相談や選挙用事務所の用地選定等の、立候補準備にかかる事項全般を行う。	〃
7月22日(月)	〃	〃
7月23日(火)	〃	〃
7月24日(水)	二戸市及び一戸町において、地域有権者及び企業に対し、後援会活動としてあいさつ回りをを行う。	二戸市及び一戸町
7月28日(日)	盛岡において、自民党総務会に出席し、自民党岩手県連会長より公認証を授与される。	盛岡市及び二戸市
8月2日(金)以降	二戸市及び一戸町において、地域有権者及び企業に対し、後援会活動としてあいさつ回りをを行う。	二戸市及び一戸町

第2 当委員会の判断

当委員会は、関係人の証言及び提出物件(文書)を総合し、法第9条第2項及び同条第3項の「引き続き3箇月以上住所を有する者は選挙権を有する」との規定を踏まえ、本件期間とそれ以前に分けて、次のとおり判断する。

1 令和元年6月7日まで

(1) 委員会が認定した事実

- ア 当選人は、平成30年12月に航空自衛隊を退職後、同月26日に埼玉県狭山市から二戸市の実家に住民票を異動し、その後、二戸市の実家において両親と3人で暮らしていた。
- イ 家業を手伝うほか、仕事はしていなかった。
- ウ 平成31年3月5日付けで、SUBARU群馬製作所長と、契約期間が同月19日から令和元年7月31日までの雇用契約を締結した。
- エ 平成31年3月19日からSUBARUで勤務を開始し、その日以降、太田市の寮で寝泊まりし、SUBARUの食堂等で食事をとった。
- オ 当選人に扶養家族はおらず、実家への仕送りはしていない。
- カ 当選人がSUBARUで勤務した日数は、同年3月19日から31日までの間は9日、同年4月は22日、令和元年5月は21日、同年6月1日から7日までの間は5日である。
- キ この間、太田市内で複数回、クレジットカードを利用して買い物をした。

(2) 判断

以上によれば、平成31年3月19日から令和元年6月7日までの間の大部分を太田市で生活しており、その生活の本拠は太田市にあると認められる。

2 令和元年6月8日以降

(1) 委員会が認定した事実

- ア 当選人がSUBARUで勤務した日数は、6月8日から30日までの間は16日、欠勤は1日であり、7月の勤務した日数は15日、欠勤は10日である。
- イ 勤務日は、太田市の寮で寝泊まりし、SUBARUの食堂等で食事をとった。
- ウ 当選人に扶養家族はおらず、実家への仕送りはしていない。
- エ この間、太田市内で複数回、クレジットカードを利用して買い物をした。
- オ 一方、6月8日から7月18日までの間に、二戸市内において現金で商品等を購入したことを証するものはない。
- カ また、6月8日から24日までの間に、二戸市内でクレジットカードを利用したことを証するものはない。
- キ 6月24日から7月28日までの間、JR東日本みどりの窓口において、大宮駅・二戸駅間の新幹線はやぶさの片道代金に相当する金額を計7回、大宮駅・盛岡駅間の新幹線はやぶさの片道代金に相当する金額を1回、クレジットカードで支払っている。
- ク SUBARUとの雇用契約は7月31日をもって終了し、同日の勤務は、8月1日2時38分に終了している。
- ケ 8月2日、JR東日本みどりの窓口で上野駅・二戸駅間の新幹線はやぶさの片道代金に相当する金額をクレジットカードで支払っている。
- コ 7月19日以降、現金による買い物や通帳の入金及び出金は二戸市内でも行われている。
- サ 当選人から提出された物件（文書）に記載された、二戸市の実家における電気及び水道の使用量等は次のとおりであるが、特段の増減の傾向は見られない。

(ア) 電気使用量

年 月	使用量 (kWh)	前年同月使用量 (kWh)	増減量
令和元年5月分	1,376	807	+569 kWh (+70.5%)
令和元年6月分	569	617	-48 kWh (-7.8%)
令和元年7月分	571	607	-36 kWh (-5.9%)
令和元年8月分	1,060	813	+247 kWh (+30.4%)

(イ) 水道使用量

年 月	使用量 (m ³)	前年同月使用量 (m ³)	増減量

令和元年5月分	12	11	+1m ³ (+9.1%)
令和元年6月分	16	12	+4m ³ (+33.3%)
令和元年7月分	10	13	-3m ³ (-23.1%)
令和元年8月分	16	10	+6m ³ (+60.0%)

(2) 判断

ア 以上によれば、当選人は、平成31年3月19日から令和元年7月31日までの間、6月25日以降欠勤した日はあるものの、太田市の寮で寝泊まりしながら、SUBARUで勤務していたと認められ、このことは、その間、太田市内において商品等を購入していたことから明らかである。

イ 一方、当選人は、5月中旬からほぼ毎週末、二戸市において選挙に向けた政治活動をしていたと証言しており、これに沿う関係人の証言も存在する。

しかしながら、6月8日から23日までの間について、太田市と二戸市を往復するための交通費や、二戸市内での買い物代金などを支払ったことを証するものがなく、当選人が二戸市に帰省していたことを証する客観的事実は認められない。

したがって、少なくとも6月23日までは、生活の本拠は太田市にあったと認めるのが相当である。

なお、当選人は、同日までは、帰省に係る新幹線の切符を現金で購入したと証言しているが、一方、買い物は主にクレジットカードを利用していたと証言し、また、同月24日以降はJR東日本みどりの窓口で新幹線代金に相当する金額をクレジットカードで支払っていることに鑑みれば、同月23日までの期間のみ現金で支払ったとしていることは不自然である。

ウ 同月24日以降については、SUBARUを欠勤していること、JR東日本みどりの窓口で大宮駅・二戸駅間の新幹線はやぶさの片道代金に相当する金額等をクレジットカードで支払っていること、二戸市内で買い物をしたことなどが認められることから、太田市で勤務しながらも、週末を中心に、二戸市に帰省していたことが認められる。

エ その後、7月31日に雇用契約が終了し、8月2日にJR東日本みどりの窓口で上野駅・二戸駅間の新幹線はやぶさの片道代金に相当する金額をクレジットカードで支払い、それ以降、二戸市内で買い物をしていたことなどが認められることから、少なくとも8月2日以降、太田市の寮を引き払い、二戸市に戻っていることが認められる。

オ なお、当選人は、二戸市で生活し、太田市には出稼ぎに行っていたという認識だったと証言しているが、当選人には扶養家族がいないほか、実家への仕送りもしていないことから、当選人には、帰省先である二戸市に生活の本拠があると認められる特別の事情があったとはいえないものである。

カ 以上によれば、6月8日の時点で当選人の生活の本拠は太田市にあり、二戸市の実家にあったとは認められず、本件期間について、引き続き3か月間、当選人の生活の本拠が二戸市の実家にあったとは認められない。

キ 当選人は、少なくとも8月2日以降、二戸市に戻っており、それ以降の生活の本拠は二戸市にあったものと認められる。

3 まとめ

(1) 以上から明らかなように、当選人は、平成30年12月の航空自衛隊退職とともに埼玉県狭山市から二戸市の実家に戻り、住民票を二戸市に異動しているが、SUBARUで勤務を始めた平成31年3月19日以降の当選人の住所は太田市である。

(2) SUBARUとの雇用契約期間終了後、当選人の住所が二戸市になったと認められる。

(3) よって、当選人は、令和元年9月8日の時点で、引き続き3か月以上、岩手県の区域内に住所を有していなかったと認められることから、本件選挙における被選挙権を有していたと認めることはできない。

したがって、異議の申出には理由があることから、当委員会は主文のとおり決定する。

令和元年10月28日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之